

## 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法の一部改正について

### 1 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法について

#### (1) 目的

漁業をめぐる国際環境が急激に変化している状況下における国際協定の締結等の事態に対処するための漁船の隻数の縮減に伴い、一時に多数の漁業離職者が発生することが見込まれること等の事情にかんがみ、再就職の促進等のための特別の措置を講じ、もって漁業離職者の職業及び生活の安定に資すること。

#### (2) 経緯

昭和52年に2年間の時限立法（議員提出）として成立し、以後、昭和54年に4年、昭和58年、昭和63年、平成5年、平成10年、平成15年にそれぞれ5年、有効期限の延長を行っている。

#### (3) 施策の概要

- ① 漁業離職者求職手帳の発給及び就職指導の実施
- ② 職業転換給付金の支給
- ③ 職業訓練の実施

#### (4) 法の有効期限

平成20年6月30日失効

### 2 改正の内容

法の有効期限を平成25年6月30日まで延長すること

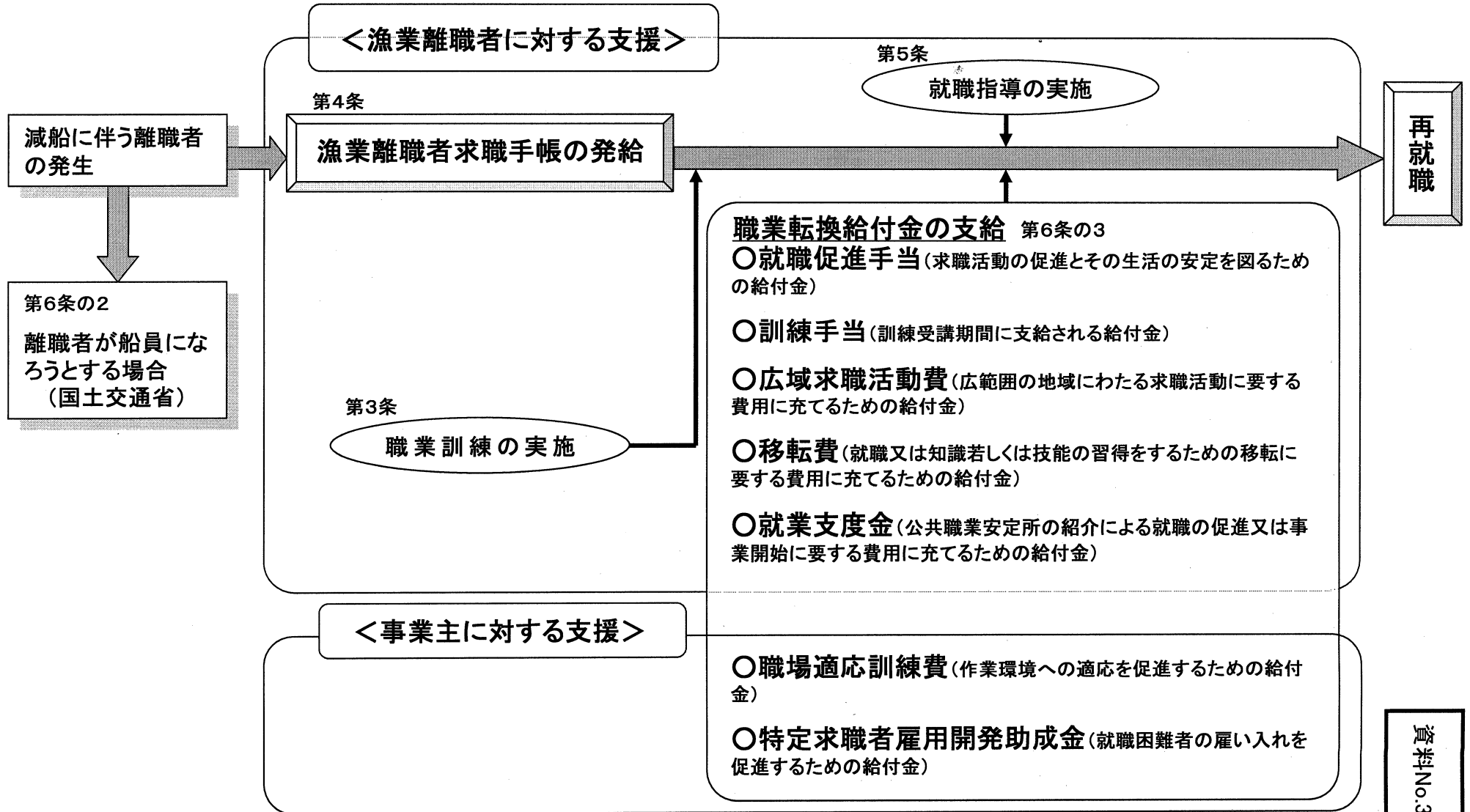
### 3 有効期限を延長する必要性

最近の我が国の漁業をめぐる国際環境については、

- ① まぐろ類等の保存・管理措置の強化
- ② 日中漁業協定・日韓漁業協定の枠組みに基づく規制の強化
- ③ ロシア政府による規制の強化

等依然厳しい状況にあり、今後においても引き続き漁業離職者が発生することが予想されている。

# 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法に基づく対策



## 特定漁業一覧表

平成19年9月1日現在

	(指 定 日)
1 沖合底びき網漁業	昭和61年4月26日
2 以西底びき網漁業	昭和55年10月20日
3 遠洋底びき網漁業のうち、①北方トロール、②転換トロール、③北転船	平成3年2月21日
4 遠洋底びき網漁業のうち、ニュージーランドの地先沖合において操業するもの	昭和53年9月1日
5 北洋はえ縄・さし網漁業	平成元年6月24日
6 遠洋かつお・まぐろ漁業	平成10年10月31日
7 中型さけ・ます流し網漁業	昭和52年4月22日
8 小型さけ・ます流し網漁業	昭和52年4月22日
9 ニュージーランドいか釣り漁業	昭和53年9月1日
10 いか流し網漁業	平成3年12月21日
11 日本海さけ・ますはえ縄漁業	昭和52年4月22日
12 たら等はえ縄漁業	昭和52年3月4日
13 たら等はえ縄漁業（すけとうだらをとることを目的とする漁業を除く。）	平成12年12月25日
14 かじき等流し網漁業	平成3年12月21日

(注) 指定日とは、国際協定等の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法第4条第1項第1号に規定する「減船の必要が生じた日」のことである。

## 特定漁業労働者数

平成19年8月1日現在

号数	特定漁業名	漁船数(隻)	労働者数(人)
1	沖合底びき網漁業	31	約620
2	以西底びき網漁業	13	約150
3	遠洋底びき網漁業のうち①北方トロール、②転換トロール、③北転船	7	約230
4	遠洋底びき網漁業のうちニュー・ジーランドの地先沖合で操業するもの	2	約30
6	遠洋かつお・まぐろ漁業(うきはえなわによりまぐろ等をとるもの)	420	約7,700
7	中型さけ・ます流し網漁業	26	約410
8	小型さけ・ます流し網漁業	115	約790
12,13	たら等はえ縄漁業	20	約220
	合 計	634	約10,150

漁業離職者求職手帳の発給状況等

年 度	公共職業安定所における状況			地方運輸局等における状況		
	発給件数	所持者数	就職件数	発給件数	所持者数	就職件数
平成 4	51	49	28	1,181	898	291
5	4	43	26	49	787	433
6	1	6	19	0	375	95
7	0	1	2	0	6	8
8	0	0	0	0	0	1
9	0	0	0	0	0	0
10	8	8	0	319	311	8
11	107	126	0	472	231	490
12	5	111	31	0	125	67
13	1	59	8	87	85	11
14	0	59	0	0	80	0
15	0	2	3	0	77	1
16	0	0	1	0	0	0
17	0	0	0	0	0	0
18	0	0	0	0	0	0
19	0	0	0	0	0	0
累計 (53年1月～19年6月)	1,418	-	914	14,147	-	6,606

(注) 所持者数は、年度末の手帳所持者数である。

船員職業安定所における状況の19年度の数は、9月時点の数である。

## 国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法関連予算

項目	19年度予算	20年度要求	増減	備考
(厚生労働省分)	千円	千円	千円	
就職促進手当	1,030	115	△ 915	
(訓練待機に係るものを含む。)				
職業転換訓練費負担金	0	0	0	
広域求職活動費	0	0	0	
移転費	0	0	0	
就業支度金	0	0	0	
特定求職者雇用開発助成金	0	0	0	
小計	1,030	115	△ 915	
(国土交通省分)	千円	千円	千円	
就職促進手当	42,455	52,127	9,672	
訓練待機手当	0	0	0	
技能習得手当	416	416	0	
移転費	0	0	0	
自営支度金	291	291	0	
再就職奨励金	4,364	5,528	1,164	
雇用奨励金	3,869	4,636	767	
小計	51,395	62,998	11,603	
総計	52,425	63,113	10,688	